

必要な所得情報等について、マイナンバーを利用
資料を他の行政機関等に求めることに同意します。

上記の事項に同意の上

本年1月1日に京都市以外の市町村に住所を有していた場合は、その時の住所を記入してください。

(請求者)の収入によって子が生活しており、請求者の収入がなくなると、子が通常の生活を送ることが難しくなる場合には、「有」を○で囲んでください。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を記入してください)

監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。

ア.「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ.「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。

※公金受取口座を登録していない方はマイナポータルから登録が必要です。※普通預金の口座のみ振込可能(振込口座を指定する場合も同様)です。

☒振込口座を指定する(下の欄に口座情報を記入してください)

金融機関名	本(支)店名	店番号	口座番号(右づめでご記入ください)	口座名義
都市役所	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所	000 普通 00000000	フリガナ キョウト タロウ 京都 太郎

⑥ 請求者の加入している
公的年金制度の種類

請求者の方の口座情報をご記入ください。
口座情報が分かるものの写しを裏面に貼付してください。

処理日 令和 年 月 日 印

郵送申請の場合は、裏面に本人確認書類の写しを裏面に貼付してください。
窓口申請の場合は、本人確認書類を持参してください。

この請求書には、次の書類を添えて提出してください。

- ①支給要件に該当する児童のうち、別居している場合は別居監護申立書
 - ②支給要件に該当する児童のうち、請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童に対する養育関係を明らかにすることができる書類
 - ③第3子加算の支給要件となる児童等のうち、18歳到達後の最初の4月1日から22歳到達後の最初の3月31日までの間にある子の場合は、監護相当・生計費の負担についての確認書
 - ④児童等が海外に留学している場合は、海外留学等に係る申立書
 - ⑤請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることが出来る書類
 - ⑥請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることが出来る書類
 - ⑦3歳未満の児童を有している場合は、請求者の資格確認書等の写し(マイナンバー情報連携で確認できる場合を除く。)
- ※この他の書類も必要になる場合があります。

口座確認書類の写し貼付欄

振込口座の確認のため、口座確認書類(通帳又はキャッシュカード)の写しを貼付してください。貼付欄からはみ出してもかまいません。
公金受取口座を希望する場合は、口座確認書類の写しは不要です。

【注意事項】

請求者名義の普通預金(貯金)口座に限ります。

(児童や配偶者名義の口座は指定できません。また、当座預金、貯蓄預金は指定できません。)

※ 通帳の場合、金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人がわかるページの写しを貼付してください。

※ ゆうちょ銀行へ振込を希望される方は、振込用の「店名、預金種目、口座番号」の印字がある通帳の写しが必要となります。

本人確認書類の写し貼付欄(郵送申請の場合のみ)

※ 写真付きのもの場合は【A】から1点、写真のないもの場合は【B】から2点必要です。

【A】マイナンバーカード(通知カードではありません)、運転免許証、パスポート、在留カード：

【B】年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書の写し等

※ 窓口での申請の場合は、本人確認書類を提示してください。